

1号認定者（幼稚園利用）利用者負担金についての考え方

1 子ども・子育て支援新制度への移行

(1) 従来の幼稚園は、保護者負担金と自治体からの補助金や事業収入等により運営している。

なお、保護者負担の軽減として、就園奨励費が交付されている。

(2) 新制度においては、国の基準（資料No. 1 - 3 参照）を上限に市町村が定めた①利用者負担金と、国の定めた公定価格を基に算定した②給付金により運営をすることになる。就園奨励費の交付はなし。

② 給付金

① 利用者負担金 1,218 万円	国負担 1 / 2			県 1 / 4	市 1 / 4
	990 万円			496 万円	496 万円
公定価格 3,200 万円					

（額は参考です）

(3) 上記(1)(2)は各施設が選択することになる。平成27年度は、全ての幼稚園が従来制度である(1)を選択したが、平成28年度からは、新制度である(2)へ移行する予定。

2 負担金額設定にあたっての考え方

(1) 設定にあたっては、国の基準（資料No. 1 - 3 参照）を上限に市町村が定める。

(2) 新制度への移行にあたり、保育料金表の改定を行ったが、改定前に比べ、保護者負担の増減が少なくなるよう料金を設定。（-0.4%の改定）

(3) 県下18市の状況は、国の基準を用いている市が多いが、独自の料金を設定している市もある。（資料No. 1 - 4 参照）

(4) 平成26年度の保育料軽減幅（国の保育料徴収基準に比べ独自に軽減している幅）は19市中4番目に高くなっている。

(5) 上記の(2)を踏まえると、1号認定利用者負担についても、現行の負担水準を維持することが望ましいが、上記4の状況から、国の基準より引下げをすることにより、19市の中で保育料と同程度の水準とする。